

別紙第 2

勸 告

次の事項を実現するため、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 32 年岐阜県条例第 29 号）、岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 12 年岐阜県条例第 48 号）、岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年岐阜県条例第 38 号）及び岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例（平成 18 年岐阜県条例第 6 号）を改正することを勧告する。

I 平成 26 年 4 月の民間給与との比較による給与改定等のための関係条例の改正

1 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当について

医療職給料表（一）、行政職給料表又は研究職給料表の適用を受ける医師に対する支給月額を限度を人事院勧告の内容を考慮して改定すること。

イ 勤勉手当について

(ア) 平成 26 年 12 月期の支給割合

a b及びc以外の職員

勤勉手当の支給割合を0.825月分（再任用職員にあっては、0.375月分）とすること。

b 特定管理職員

勤勉手当の支給割合を1.025月分（再任用職員にあっては、0.475月分）とすること。

c 教育職給料表（一）の適用を受ける職員のうち学長の職を占める職員

勤勉手当の支給割合を0.925月分とすること。

(イ) 平成27年6月期以降の支給割合

a b及びc以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.75月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.35月分）とすること。

b 特定管理職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.95月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.45月分）とすること。

c 教育職給料表（一）の適用を受ける職員のうち学長の職を占める職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.85月分とすること。

ウ 単身赴任手当について

再任用職員に対して単身赴任手当を支給すること。

エ 寒冷地手当について

寒冷地手当の支給地域を別記第2の表のとおりとすること。

この改正に伴い支給地域に該当しないこととなる地域に係る支給額については、所要の経過措置を講ずること。

2 岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 平成26年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.7月分とすること。

イ 平成27年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.55月分とすること。

3 岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第4のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 平成26年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.7月分とすること。

イ 平成27年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.55月分とすること。

II 給与制度の総合的見直しのための関係条例の改正

1 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正

(1) 給料表

I の 1 の (1) による改定後の給料表(医療職給料表(一)を除く。)を別記第 5 のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 単身赴任手当について

単身赴任手当の基礎額を月額 30,000 円とし、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算することとされている額の限度を月額 70,000 円とすること。

イ 管理職員特別勤務手当について

(ア) 管理監督職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第 32 条第 1 項、第 33 条及び第 34 条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間(正規の勤務時間以外の時間に限る。)に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。

(イ) (ア)の管理職員特別勤務手当の額は、(ア)による勤務 1 回につき、6,000 円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とすること。

2 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例の改正

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料の額(以下「差額相当額」という。)については、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間は平成 27 年 3 月 31 日における額

の3分の2に相当する額、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間は3分の1に相当する額とすることとし、平成29年4月1日以後、差額相当額は支給しないこととすること。

Ⅲ 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、平成26年4月1日から実施すること。ただし、Ⅰの1の(2)のイの(ア)、2の(2)のア及び3の(2)のアについては速やかに所要の措置を講ずるものとし、Ⅰの1の(2)のイの(イ)、ウ及びエ、2の(2)のイ並びに3の(2)のイ、Ⅱ並びにⅢの2の(1)、(2)並びに(3)については平成27年4月1日から実施すること。

2 経過措置等

(1) 差額の支給

ア Ⅱによる改定後の給料表の適用の日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、別に定めるまでの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること。

イ 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（アの職員を除く。）について、アによる給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、アに準じて、給料を支給すること。

ウ 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員

について、任用の事情等を考慮してア又はイによる給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、ア又はイに準じて、給料を支給すること。

(2) 単身赴任手当の基礎額の特例措置

平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における単身赴任手当の基礎額の月額については、Ⅱの 1 の (2) のア中「30,000 円」とあるのは「30,000 円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額」とすること。

(3) その他所要の措置

(1) 及び (2) に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。